

株 主 各 位

愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号

株式会社トラスト

代表取締役社長 長谷川克彦

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成28年6月16日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月17日（金曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県名古屋市中区錦三丁目11番13号
ホテル名古屋ガーデンパレス 2F 鼓の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第28期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告及び連結計算書類報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

（お願い）

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日は、些小ながらお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。
- ・株主総会参考書類並びに添付書類（事業報告・計算書類・連結計算書類）の内容について、修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ（<http://www.trust-ltd.co.jp/>）において、掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の景気、雇用・所得環境は総じて改善傾向にあり、緩やかな回復基調にありましたが、中国及びその他新興国の景気低迷への懸念から、先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、中核事業であり海外市場をターゲットとしている中古車輸出事業、国内で為替リスクなく安定的な成長を続けるレンタカー事業、さらに南アフリカ共和国において海外自動車ディーラー事業の3つの事業を行っており、安定的で収益力のある事業体の構築を目指しております。

その結果、当連結会計年度における業績は、売上高18,927百万円(前期比5.2%増)、営業利益1,637百万円(前期比2.7%増)、経常利益1,536百万円(前期比0.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益616百万円(前期比1.0%減)となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

(中古車輸出事業)

中古車輸出業界は、当連結会計年度上期における円安の進行等により中古車輸出に注目が集まり、業者数が増加し競争が激化しておりましたが、一部地域では資源価格下落等による景気低迷で買い控えが発生し、当連結会計年度における業界全体の輸出台数は123.6万台(前期比4.9%減)となりました。

このような状況のなか、当社グループは高額車輛を取扱う現地販売業者との取引強化に努め、高額車輛の販売台数が増加したことにより販売単価が上昇し、売上高は前年同期を上回りました。しかしながら、メイン販売先であるアフリカ地域において、資源価格下落等による景気低迷で需要が減少し、当社グループの輸出台数は7,089台(前期比16.2%減)となり、利益が前年同期を下回りました。その結果、当連結会計年度における業績は、売上高8,473百万円(前期比9.0%増)、営業利益340百万円(前期比14.2%減)となりました。

(レンタカー事業)

レンタカー業界においては、レンタカー需要の高まりを受け事業者及び登録台数ともに年々増加し、市場規模が拡大するとともに競争も激化しております。

このような状況のなか、当社グループは、継続的に直営・F Cの空白地域への新規出店を推進し、様々な施策により新規出店店舗の早期黒字化を目指しております。また、TVCMの継続的な放映、顧客満足度向上策の実施、好立地への移転等により個人顧客への販売強化に注力いたしました。当期において直営店の飯田店（長野県）、鈴鹿店（三重県）、静岡駅新幹線口店（静岡県）、F C店の高知店（高知県）、平泉店（岩手県）、高槻店（大阪府）、仙台宮城野店（宮城県）、京都京田辺店（京都府）を新規出店しましたが、店舗統合等による減少もあり、直営店及びF C店の総店舗数は122店、総保有台数は13,507台（前期比6.4%増）となりました。さらに、レンタル終了車輛の販売台数は1,509台（前期比2.3%減）となりました。その結果、当連結会計年度における業績は、売上高7,730百万円（前期比7.8%増）、営業利益1,250百万円（前期比7.0%増）となりました。

(海外自動車ディーラー事業)

南アフリカ共和国においては、資源価格の下落等により景気が低迷し、それに伴い平成27年1-12月期の新車販売台数は57.5万台（前期比10.7%減）となりました。

このような状況のなか、当社グループは、南アフリカ共和国で新車ディーラーを運営しており、8月には既存のプジョーディーラーにおいてフランスの自動車メーカーであるシトロエンの取扱いを開始し、プジョー・シトロエンディーラー1店舗、スズキディーラー3店舗、フィアット・アルファロメオディーラー1店舗の合計5店舗となっております。また、新車販売のみに頼らない収益構造を構築すべく、継続的に中古車・サービス部門で経営改善を行い収益力向上に取り組み、中古車販売台数は合計1,366台（前期比5.0%増）となりましたが、景気低迷の影響等により新車販売台数は合計724台（前期比9.6%減、内訳：プジョー・シトロエン48台（20.0%減）、フィアット・アルファロメオ21台（30.0%減）、スズキ655台（7.9%減））となりました。その結果、当連結会計年度における業績は、売上高3,082百万円（前期比8.9%減）、営業利益48百万円（前期比8.6%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において、855百万円の設備投資を実施しました。その主な内容はレンタカー車輛の取得によるものであります。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、厳しい経済環境のなか、以下の課題に対して施策を実施してまいります。

(中古車輸出事業)

① 売上高の拡大

中古車輸出業界において競争が激化しているなか、CS強化によるロイヤルカスタマー作りに加え、異なる販売経路を持つ国内外の企業との業務・資本提携により、販売協力体制を強化し、売上高の拡大を図ってまいります。

② 仕入価格の抑制及び車輛ラインアップの多様化

顧客ニーズが多様化しているなか、当社グループといたしましては、グループ企業である新車ディーラー及びその他の中古車ディーラーとの取引関係強化及び新規開拓により仕入価格を抑制するとともに、販売車輛のラインアップの拡充を図ってまいります。

(レンタカー事業)

① 個人顧客の獲得

レンタル車輛の稼働率が最大の経営課題となっているなか、当社グループといたしましては、駅前等の好立地に出店又は移転し、TVCMの継続的投入により知名度を向上させることで、個人顧客の獲得を行い、稼働率の向上を図ってまいります。

② 店舗網の拡大

広域ブランドでありながら未だ出店のない都道府県があるため、当該地域におけるFCの新規開拓及び直営店の新規出店に注力することにより、直営・FC両面で全国展開を目指し、ネットワーク網を構築してまいります。

③ プラグインハイブリッド車等への対応

今後、プラグインハイブリッド車等の普及により、在庫車輛の入替え、急速充電器等の設備投資が必要となる可能性が高まっております。当社グループといたしましては、顧客ニーズの高い低燃費車への入替えを積極的に推進してまいります。

(海外自動車ディーラー事業)

① 付加価値の創造

多地域・多ブランド展開により非効率な経営となっているため、今後は、店舗間の人材・中古車在庫等の共有により収益力を高めてまいります。

② 安定収益の確保

当社グループでは、中古車販売、サービス部門においても収益性を高めることで、安定的な収益の確保を図り、新車販売のみに依存しない体制を構築してまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

項 目	期 別	第25期 (平成25年3月期)	第26期 (平成26年3月期)	第27期 (平成27年3月期)	第28期 (当連結会計年度 (平成28年3月期)
	売 上 高(百万円)		13,326	15,667	17,993
経 常 利 益(百万円)		1,125	1,442	1,530	1,536
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)		419	564	622	616
1株当たり当期純利益 (円)		1,620.01	21.80	24.06	23.82
総 資 産 額(百万円)		15,458	18,105	20,288	22,666
純 資 産 額(百万円)		4,672	5,452	6,349	7,206
1株当たり純資産額 (円)		15,622.43	175.04	196.70	215.36

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、平成25年10月1日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第26期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

項 目	期 別	第25期 (平成25年3月期)	第26期 (平成26年3月期)	第27期 (平成27年3月期)	第28期 (当事業年度) (平成28年3月期)
	売 上 高(百万円)		4,661	5,958	7,771
経 常 利 益(百万円)		380	403	432	335
当 期 純 利 益(百万円)		264	248	272	220
1株当たり当期純利益 (円)		1,020.81	9.59	10.53	8.50
総 資 産 額(百万円)		4,575	5,052	5,747	5,824
純 資 産 額(百万円)		3,645	3,824	4,031	4,163
1株当たり純資産額 (円)		14,087.80	147.78	155.78	160.91

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、平成25年10月1日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりま
す。第26期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び
1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、VTホールディングス株式会社で、同社は当社の株式を20,444,000株(議決権比率79.00%)保有しております。また、当社と同社において役員の兼任は3名となっております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
J - n e t レンタリース株式会社	60,000千円	50.9%	レンタカー事業
TRUST ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED	14,000千ランド	100.0%	海外自動車 ディーラー事業
SKY ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED	11,000千ランド	100.0%	海外自動車 ディーラー事業

(6) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

(中古車輸出事業)

インターネットでのWEBサイトを利用して、主に海外の個人顧客向けに中古車の輸出販売を行っております。

(レンタカー事業)

フランチャイズ事業と併せて全国でレンタカーサービス、自動車リースサービスを提供しております。

(海外自動車ディーラー事業)

南アフリカ共和国において自動車ディーラーを運営し、新車・中古車の販売及び自動車の修理を行っております。

(7) 主要な事業所等 (平成28年3月31日現在)

① 当社

本社	愛知県名古屋市中区
ストックヤード	愛知県名古屋市港区

② 子会社

J - n e t レンタリース株式会社	愛知県名古屋市中区
TRUST ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED	南アフリカ共和国
SKY ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED	南アフリカ共和国

(8) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
308名	12名増

(注) 1. 使用人数には使用人兼取締役3名は含んでおりません。

2. 使用人数には臨時従業員490名は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
39名	2名減	38.9歳	5.8年

(注) 使用人数には使用人兼務取締役2名は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (平成28年3月31日現在)
(中古車輸出事業)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 横 浜 銀 行	500百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	270百万円
株 式 会 社 広 島 銀 行	200百万円

2. 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,150,000株
(自己株式2,273,100株を含む)
- (3) 株主数 3,755名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
V Tホールディングス株式会社	20,444,000 株	79.00 %
稲田 清春	201,300	0.77
森元 日出男	150,000	0.57
宮本 誠	140,000	0.54
三木谷 晴子	122,500	0.47
ケービーエル ヨーロピアンプライベート バンカーズ エスエイ 107704 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決裁営業部)	114,100	0.44
株式会社ホームビレッジ	110,000	0.42
景山 俊太郎	105,000	0.40
勝部 正道	100,500	0.38
山崎 喜史	80,600	0.31

(注) 当社は自己株式2,273,100株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成28年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	長谷川 克彦	J-net レンタリース株式会社 取締役
取 締 役	伊 藤 和 繁	海外事業担当部長 TRUST ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED Managing Director SKY ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED Director
取 締 役	谷 中 一 晴	営業部長 兼 車輛管理部長
取 締 役	伊 藤 誠 英	VTホールディングス株式会社 専務取締役 株式会社アーキッシュギャラリー 代表取締役 ピーシーアイ株式会社 代表取締役 エスシーアイ株式会社 代表取締役 株式会社MIRAI Z 代表取締役
取 締 役	鈴 木 厚 志	J-net レンタリース株式会社 代表取締役社長
取 締 役	竹 内 穰	
監査役(常勤)	堀 内 泰	J-net レンタリース株式会社 監査役 株式会社MIRAI Z 監査役
監 査 役	柴 田 和 範	VTホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社ホンダカーズ東海 監査役 静岡日産自動車株式会社 監査役 公認会計士
監 査 役	鹿 倉 祐 一	VTホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社アーキッシュギャラリー 監査役 弁護士

(注) 1. 取締役竹内穰氏は社外取締役であります。

2. 取締役竹内穰氏は、平成28年1月20日付で株式会社SWOOP NAGOYAの取締役副社長を退任いたしました。

3. 取締役竹内穰氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じのおそれのない独立役員であります。

4. 監査役柴田和範氏及び鹿倉祐一氏は社外監査役であります。

5. 監査役柴田和範氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取 締 役	4 名	14,835千円
(うち社外取締役)	(1 名)	(1,350千円)
監 査 役	3 名	4,425千円
(うち社外監査役)	(2 名)	(1,200千円)

- (注) 1. 期末現在の人員は、取締役6名、監査役3名であります。取締役の支給人員と相違しているのは、無報酬の取締役2名を除いているためであります。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額15,832千円を支払っております。

4. 社外役員等に関する事項

(1) 社外役員に関する事項

取締役 竹内穰

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

就任後に開催された取締役会への出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外取締役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づいて意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役竹内穰氏は、当社定款及び会社法第427条1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

監査役 柴田和範

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役柴田和範氏は、VTホールディングス株式会社の社外監査役、株式会社ホンダカーズ東海、静岡日産自動車株式会社の監査役を兼任しております。

なお、親会社であるVTホールディングス株式会社は、当社株式の79.00%を保有する大株主であります。

また、株式会社ホンダカーズ東海と当社との間で事務所賃貸借契約を締結しており、株式会社ホンダカーズ東海及び静岡日産自動車株式会社と当社との間には中古車売買等の取引があります。

② 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ公認会計士としての専門的見地から意見を述べております。

イ. 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外監査役としての立場から意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役柴田和範氏は、当社定款及び会社法第427条1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

監査役 鹿倉祐一

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役鹿倉祐一氏は、VTホールディングス株式会社の社外監査役、株式会社アーキッシュギャラリーの監査役を兼任しております。

なお、親会社であるVTホールディングス株式会社は、当社株式の79.00%を保有する大株主であります。

② 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ弁護士としての専門的見地から意見を述べております。

イ. 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外監査役としての立場から意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役鹿倉祐一氏は、当社定款及び会社法第427条1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

(2) 当社の親会社又は当社の親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
社 外 監 査 役	2名	5,818千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人東海会社社

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 12,000千円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 | 12,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受ける。

イ. 取締役は、取締役会の決定事項に基づき、各々の職務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役に報告する。

ウ. 各取締役は、他の取締役の職務執行の法令及び定款への適合性に関し、相互に監視する。

エ. 全使用人に法令及び定款の遵守を徹底するため、管理部長の責任のもと、コンプライアンス規程を作成するとともに、全使用人が法令及び定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。

オ. 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処方法が管理部長を通じ、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

カ. 管理部長は、コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者、その他必要な人員配置を行い、且つ、コンプライアンス規程の実施状況を管理・監督し、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し内部通報ガイドライン及び内部通報相談窓口の設置等、さらなる周知徹底を図る。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役の職務の執行に係る情報・文書(以下、職務執行情報という。)の取り扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理(廃棄を含む。)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

イ. 職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。

ウ. 上記イに係る事務は、当該担当役員が所管し、上記アの検証・見直しの経過、上記イのデータベースの運用・管理について、定期的を取締役に報告する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 当社は、代表取締役が直轄する部署として、内部監査委員会を設置し、同委員長がその事務を管掌する。
- イ. 内部監査委員会は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改定を行う。
- ウ. 内部監査委員会の監査により法令及び定款に対する違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部監査委員長及び担当部署長に通報される体制を構築する。
- エ. 内部監査委員会の活動を円滑にするために、関連する規程(与信並びに債権管理規程、経理規程等)、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また、内部監査委員会の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査委員会に報告するように指導する。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業務報告を通じ定期的に検査を行う。
- イ. 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制を構築する。
- ウ. 日常の職務遂行に際しては、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 内部監査委員会は、子会社に損失の危険が発生し、内部監査委員会がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社取締役会及び担当部署長に報告される体制を構築する。
- イ. 当社と親会社及び子会社との間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、内部監査委員会は、親会社の内部監査室及び子会社の内部監査室又はこれに相当する部署と十分な情報交換を行う。
- ウ. 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の適切な経営管理によりリスク管理を行う。
- エ. 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の取締役の効率的な職務遂行に資するための支援、指導を行う。
- オ. 当社は、グループ行動規範及びグループコンプライアンス委員会を通じて、法令・定款の遵守を徹底する体制を子会社と共有する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ア. 監査役が専任スタッフを求めた場合には、使用人を1名以上配置する。
- イ. 上記アの具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項

- ア. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人について、その職務にあたっては監査役の指示に従い、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア. 当社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて以下の項目をはじめとする必要な報告を行う。

- ・ 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ・ 当社の子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
- ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・ 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容

- ・ 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ります。

イ. 子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令及び定款等の違反案件、係争案件、重大なリスクの発生、会計・決算に関する事項等について、当社の監査役に報告を行う。また、当社の各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。

ウ. 上記ア及びイの監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止する。

⑨ 監査役職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査の実効性を確保するため、監査役職務執行について生ずる費用の予算を毎年計上し、計上外で拠出する費用についても、法令に則って会社が前払い又は償還する。なお、監査役は、当該費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意する。

⑩ その他の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査役が取締役会及び重要な機能会議等に出席する体制を整備するとともに、定期的に代表取締役社長、内部監査委員会及び会計監査人と意見交換する機会を設ける。

⑪ 反社会的勢力排除に関する基本方針

反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、グループ行動規範において「暴力団、総会屋、テロ集団等の反社会的勢力による要求に屈することが、結果的に反社会的な行為を助長することを十分に認識し、反社会的勢力に対しては、全社を挙げて毅然とした態度で臨み、一切の関わりを持たない」旨を規定し、役員及び使用人へ周知徹底する。

反社会的勢力による不当要求等がなされた場合は、管理部を統括部署として必要な対応体制を編成し、顧問弁護士や警察等の外部の専門機関と連携して対応を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス及びリスク管理について

法令及び定款の遵守を徹底するためコンプライアンス規程を制定し、常時閲覧可能な状態としており、外部にコンプライアンス相談窓口を常設し、内部通報しやすい環境を整備し運用しております。

また、内部監査委員会がリスク管理活動を統括し、規程の整備と運用状況のモニタリングを行いました。

② 取締役の職務執行について

取締役会規程及びその他関連規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って職務執行するよう徹底しております。また、取締役会は社外取締役1名を含む取締役6名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席のうえ、当事業年度において月1回以上開催しました。取締役会においては、職務執行の状況の報告及び監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

③ 監査役の職務執行について

社外監査役2名を含む監査役3名は、当事業年度において監査役会を月1回以上開催し、取締役会及び重要な会議へ出席し、取締役の職務執行について厳正な監視を行いました。また、当社会計監査人である監査法人東海会計社及び内部監査委員会との間で定期的に意見交換を行いました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的な経営基盤の確立と株主資本比率の向上に努めるとともに、業績の伸展状況に応じて配当性向を勘案のうえ、株主に対する積極的な利益還元策を実施することを基本方針としております。

当連結会計年度における期末配当金につきましては、普通配当金1円50銭とさせていただきます、すでに平成27年12月11日実施済の中間配当金1株当たり1円50銭を加えると、当連結会計年度の年間配当金は1株当たり3円となります。

なお、配当金支払開始日につきましては、平成28年6月2日(木)を予定しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,745,844	流動負債	12,449,701
現金及び預金	1,197,649	支払手形及び買掛金	543,202
受取手形及び売掛金	1,051,037	短期借入金	970,000
リース債権及びリース投資資産	7,490,151	リース債務	9,758,748
商品及び製品	2,040,692	未払法人税等	272,241
原材料及び貯蔵品	28,494	賞与引当金	77,263
仕掛品	2,000	その他	828,245
繰延税金資産	70,048	固定負債	3,010,144
その他	870,993	リース債務	2,906,716
貸倒引当金	△5,223	役員退職慰労引当金	30,125
固定資産	9,920,258	資産除去債務	13,796
有形固定資産	9,259,572	その他	59,505
建物及び構築物	540,168	負債合計	15,459,846
機械装置及び運搬具	542,433	(純資産の部)	
土地	3,192,817	株主資本	5,614,625
リース資産	4,874,333	資本金	1,349,000
建設仮勘定	84,516	資本剰余金	1,174,800
その他	25,302	利益剰余金	3,709,034
無形固定資産	171,729	自己株式	△618,209
のれん	95,417	その他の包括利益累計額	△41,855
その他	76,312	その他有価証券評価差額金	12,596
投資その他の資産	488,957	為替換算調整勘定	△54,451
投資有価証券	290,555	非支配株主持分	1,633,487
長期貸付金	7,710	純資産合計	7,206,257
繰延税金資産	24,341	負債純資産合計	22,666,103
その他	180,536		
貸倒引当金	△14,187		
資産合計	22,666,103		

連結損益計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		18,927,620
売 上 原 価		14,112,351
売 上 総 利 益		4,815,269
販売費及び一般管理費		3,177,636
営 業 利 益		1,637,633
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12,568	
受 取 配 当 金	10,368	
投 資 有 価 証 券 償 還 益	4,310	
債 務 勘 定 整 理 益	4,668	
そ の 他	7,923	39,838
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	94,410	
為 替 差 損	44,798	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	9	
支 払 保 証 料	860	
そ の 他	1,160	141,240
経 常 利 益		1,536,231
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,454	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	424	4,878
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,598	
店 舗 閉 鎖 損 失	9,287	14,885
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,526,224
法人税、住民税及び事業税	534,591	
法 人 税 等 調 整 額	663	535,255
当 期 純 利 益		990,969
非支配株主に帰属する当期利益		374,587
親会社株主に帰属する当期純利益		616,382

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,349,000	1,174,800	3,170,282	△618,209	5,075,873
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△77,630		△77,630
親会社株主に帰属する 当期純利益			616,382		616,382
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	538,752	－	538,752
当連結会計年度期末残高	1,349,000	1,174,800	3,709,034	△618,209	5,614,625

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	22,567	△8,294	14,273	1,259,119	6,349,265
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△77,630
親会社株主に帰属する 当期純利益					616,382
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△9,971	△46,156	△56,128	374,367	318,239
当連結会計年度変動額合計	△9,971	△46,156	△56,128	374,367	856,991
当連結会計年度期末残高	12,596	△54,451	△41,855	1,633,487	7,206,257

連結注記表

<連結計算書類作成のための基本となる重要な事項>

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3社
- (2) 連結子会社の名称
 - J-net レンタリース株式会社
 - TRUST ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED
 - SKY ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数
該当事項はありません。
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称
 - J-ウィングレンタリース株式会社
(持分法を適用しない理由)
J-ウィングレンタリース株式会社は、利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - その他有価証券
(時価のあるもの)
決算期末の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
(時価のないもの)
移動平均法による原価法
 - ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ア. 商品
個別法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - イ. 貯蔵品
最終仕入原価法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。また、レンタカー車輛については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ(但し、残価保証がある場合は当該金額)として算定する定額法によっております。

④ 長期前払費用

均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年間で均等償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税については、税抜方式によっております。

<会計方針の変更に関する注記>

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

<連結貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,051,397千円

2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

現金及び預金	3,775千円
商品及び製品	313,015千円
計	316,790千円

担保付債務は、次のとおりであります。

買掛金 356,837千円

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	28,150,000	—	—	28,150,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,273,100	—	—	2,273,100

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月7日 取締役会	普通株式	38,815	1.5	平成27年3月31日	平成27年6月2日
平成27年11月2日 取締役会	普通株式	38,815	1.5	平成27年9月30日	平成27年12月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月6日 取締役会	普通株式	利益剰余金	38,815	1.5	平成28年3月31日	平成28年6月2日

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本の安全性を第一とし、流動性、収益性、リスク分散を考慮した運用を行うものとしております。また、設備投資に必要な資金の一部については、金融機関からの借入等により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、一部海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、すべてその他有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、その償還日は、リース債務の一部を除き決算日後5年以内に到来いたします。また、一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権及び貸付金について、与信並びに債権管理規程、貸付金規程に従い、相手先の状況を定期的にモニタリングし、相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を行っております。また、連結子会社におきましても同様の管理を行っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券について、有価証券管理規程に従い、適宜、時価の状況把握及び事実上の必要性の検討を行っております。また、連結子会社におきましても同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各社において資金繰計画表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度末において、特定の大口顧客はなく、信用リスクの集中は少ないと考えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照下さい。)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,197,649	1,197,649	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,051,037	1,051,037	—
(3) リース債権及びリース投資資産	7,490,151	8,245,355	755,204
(4) 投資有価証券	255,055	255,055	—
資産計	9,993,893	10,749,098	755,204
(1) 支払手形及び買掛金	543,202	543,202	—
(2) 短期借入金	970,000	970,000	—
(3) リース債務	12,665,465	12,475,134	△190,330
(4) 未払法人税等	272,241	272,241	—
負債計	14,450,909	14,260,579	△190,330

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債権及びリース投資資産

これらの時価については、受取リース料総額を信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、連結貸借対照表計上額については、支払元本相当額または支払リース料総額によっているため、差額が生じております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、次のとおりであります。

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	2,008	270	1,738
その他	67,243	39,389	27,853
小計	69,251	39,659	29,591
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	209	270	△60
その他	185,594	195,859	△10,264
小計	185,804	196,129	△10,324
合計	255,055	235,788	19,267

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

これらの時価については、支払リース料総額を信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、転リースに係るリース債務の連結貸借対照表計上額については、利息相当額を含んでいるため、差額が生じております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	35,500

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

<賃貸等不動産に関する注記>

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び子会社では、愛知県において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用地や賃貸マンション等を所有しております。なお、賃貸マンションの一部については、子会社が使用しているため、賃貸不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産(千円)	2,083,877	△6,592	2,077,284	2,056,000
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産(千円)	570,282	△5,946	564,335	485,000

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

減価償却による減少12,538千円

3. 時価の算定方法

鑑定人による鑑定評価額であります。

<1株当たり情報に関する注記>

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 215円36銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 23円82銭 |

<重要な後発事象に関する注記>

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,891,516	流動負債	1,619,624
現金及び預金	201,390	買掛金	99,606
売掛金	290,639	短期借入金	970,000
商品及び製品	1,535,720	未払金	788
原材料及び貯蔵品	2,409	未払費用	43,755
前渡金	67,485	未払法人税等	51,052
前払費用	7,608	前受金	412,050
繰延税金資産	18,707	預り金	19,216
短期貸付金	73,210	前受収益	6,625
未収消費税等	117,356	賞与引当金	15,694
立替金	550,314	その他	836
その他	27,048	固定負債	40,613
貸倒引当金	△374	資産除去債務	1,013
固定資産	2,932,568	その他	39,599
有形固定資産	2,107,000	負債合計	1,660,238
建物	19,002	(純資産の部)	
構築物	16,046	株主資本	4,151,646
機械及び装置	4,074	資本金	1,349,000
車両運搬具	1,261	資本剰余金	1,174,800
工具、器具及び備品	2,203	資本準備金	1,174,800
土地	2,064,413	利益剰余金	2,246,055
無形固定資産	39,033	利益準備金	2,500
ソフトウェア	39,033	その他利益剰余金	2,243,555
投資その他の資産	786,534	別途積立金	200,000
投資有価証券	253,047	繰越利益剰余金	2,043,555
関係会社株式	515,243	自己株式	△618,209
出資金	610	評価・換算差額等	12,200
長期貸付金	846	その他有価証券評価差額金	12,200
破産更生債権等	5,837	純資産合計	4,163,847
繰延税金資産	7,688	負債純資産合計	5,824,085
その他	9,097		
貸倒引当金	△5,837		
資産合計	5,824,085		

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,473,731
売 上 原 価		7,485,905
売 上 総 利 益		987,826
販売費及び一般管理費		647,092
営 業 利 益		340,734
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	16,719	
受 取 配 当 金	8,528	
受 取 保 証 料	3,881	
債 務 勘 定 整 理 益	4,668	
投 資 有 価 証 券 償 還 益	4,310	
そ の 他	6,040	44,148
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,491	
為 替 差 損	44,782	
支 払 保 証 料	750	
そ の 他	70	49,095
経 常 利 益		335,787
特 別 利 益	-	-
特 別 損 失	-	-
税 引 前 当 期 純 利 益		335,787
法人税、住民税及び事業税	117,446	
法人税等調整額	△1,686	115,759
当 期 純 利 益		220,027

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	1,349,000	1,174,800	1,174,800	2,500	200,000	1,901,158	2,103,658
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△77,630	△77,630
当 期 純 利 益						220,027	220,027
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	142,397	142,397
当 期 末 残 高	1,349,000	1,174,800	1,174,800	2,500	200,000	2,043,555	2,246,055

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△618,209	4,009,249	21,943	21,943	4,031,193
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△77,630			△77,630
当 期 純 利 益		220,027			220,027
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△9,743	△9,743	△9,743
当 期 変 動 額 合 計	—	142,397	△9,743	△9,743	132,653
当 期 末 残 高	△618,209	4,151,646	12,200	12,200	4,163,847

個別注記表

<重要な会計方針>

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

② その他有価証券
(時価のあるもの)

決算期末の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

(時価のないもの)

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税については、税抜方式によっております。

<会計方針の変更に関する注記>

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度計算書類に反映させる方法に変更しております。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しておりません。これによる損益に与える影響はありません。

<貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額	181,921千円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短期貸付金	71,196千円
前渡金	50,000千円
その他(流動資産)	19,424千円
買掛金	32,132千円
未払費用	14千円
3. 保証債務	
次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。	
TRUST ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED (借入債務)	132,125千円
SKY ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED (借入債務)	206,115千円

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引高	
売上高	3,600千円
仕入高	354,931千円
販売費及び一般管理費	787千円
営業取引以外の取引高	13,466千円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,273,100	—	—	2,273,100

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	4,560千円
賞与引当金	4,802千円
投資有価証券評価損	10,467千円
棚卸資産評価損	8,381千円
貸倒引当金	1,888千円
その他有価証券評価差額金	3,138千円
その他	1,770千円

繰延税金資産合計 35,008千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	8,467千円
その他	145千円

繰延税金負債合計 8,612千円

繰延税金資産の純額 26,395千円

<持分法等の損益に関する注記>

該当事項はありません。

<関連当事者との取引に関する注記>

該当事項はありません。

<1株当たり情報に関する注記>

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 160円91銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 8円50銭 |

<重要な後発事象に関する注記>

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

株式会社トラスト
取締役会 御中

監査法人 東海会計社

代表社員 公認会計士 吉田正道 ㊟
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大國光大 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トラストの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。

監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トラスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

株式会社トラスト
取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員 公認会計士 吉田正道 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大國光大 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トラストの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。

監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査委員会その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月18日

株式会社トラスト監査役会

監査役(常勤) 堀内 泰 ㊟

監査役 柴田 和 範 ㊟

監査役 鹿倉 祐 一 ㊟

(注) 監査役柴田和範及び監査役鹿倉祐一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
 取締役会において機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役5名の
 選任をお願いいたしたいと存じます。
 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要、 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数
1	は せ が わ か つ ひ こ 長谷川 克彦 (昭和44年2月12日生)	平成16年12月 J-netレンタリース株式会社入社 平成22年3月 J-netレンタリース株式会社 管理部長兼FC・システム部長 平成23年4月 当社管理部長 平成23年6月 J-netレンタリース株式会社 取締役(現任) 平成24年6月 当社取締役管理部長 平成26年6月 当社代表取締役社長(現任)	3,966株
2	い と う か ず し げ 伊藤 和 繁 (昭和40年3月6日生)	平成16年7月 VTホールディングス株式会社入社 平成19年12月 当社入社 営業部長 平成20年6月 当社取締役営業部長 平成21年6月 当社取締役管理部長 平成22年12月 TRUST ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED Director 平成23年4月 当社取締役海外事業担当部長(現任) 平成23年4月 SKY ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED Director(現任) 平成23年11月 TRUST ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED Managing Director(現任)	17,709株
3	や な か か ず は る 谷 中 一 晴 (昭和46年8月25日生)	平成20年10月 当社入社 経営企画室長 平成26年6月 当社取締役車輛管理部長(現任) 平成26年10月 当社取締役営業部長(現任)	1,737株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
4	伊藤 誠 英 (昭和35年9月27日生)	<p>平成11年6月 株式会社ホンダベルノ東海 (現 V Tホールディングス株式会社) 常務取締役</p> <p>平成15年3月 当社取締役(現任)</p> <p>平成19年4月 当社代表取締役社長</p> <p>平成20年6月 V Tホールディングス株式会社 専務取締役(現任)</p> <p>平成23年6月 株式会社アーキッシュギャラリー 代表取締役(現任)</p> <p>平成25年8月 エスシーアイ株式会社 代表取締役(現任)</p> <p>平成26年2月 株式会社M I R A I Z 代表取締役(現任)</p> <p>平成27年6月 ビーシーアイ株式会社 代表取締役(現任)</p>	66, 258株
5	竹内 穰 (昭和22年11月29日生)	<p>昭和45年4月 東海ラジオ放送株式会社 入社</p> <p>平成5年2月 株式会社ZIP-FM 入社</p> <p>平成11年6月 株式会社ZIP-FM 取締役</p> <p>平成26年10月 株式会社SWOOP NAGOYA 入社</p> <p>平成27年3月 株式会社SWOOP NAGOYA 取締役副社長</p> <p>平成27年6月 当社取締役(現任)</p> <p>平成28年2月 株式会社エー・アンド・エー・グラフ イック 入社(現任)</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 竹内穰氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。
3. 竹内穰氏を社外取締役候補者とした理由は、長年役員として会社経営に携わった幅広い知識と経験から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものであります。
4. 竹内穰氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、竹内穰氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としており、竹内穰氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 所有する当社の株式の数には、役員持株会における持分を含んでおります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役柴田和範氏及び鹿倉祐一氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	は だ つね た 羽 田 恒 太 (昭和23年7月14日生)	昭和46年4月 中外毛織株式会社 入社 (現 中外国島株式会社) 昭和53年4月 株式会社木曾路 入社 平成3年6月 羽田経済研究所 開設 平成4年3月 株式会社中部ファミリーマート 入社 (現 株式会社ファミリーマート) 管理本部人事担当部長 平成7年7月 サンフード株式会社 入社 総務部長 平成8年4月 サンフード株式会社 取締役統括本部長 平成11年1月 株式会社ナステック 入社 総務部長 平成14年11月 株式会社ワーカホリック 常勤監査役 (現 株式会社ノバレーゼ) 平成20年5月 コムコグループ株式会社 監査役 平成21年3月 アップルインターナショナル株式会社 監査役	一株
2	こ い で しゅう へい 小 出 修 平 (昭和50年2月20日生)	平成10年10月 朝日監査法人名古屋事務所 入所 (現 あずさ監査法人) 平成14年5月 公認会計士登録 平成18年9月 東京北斗監査法人名古屋事務所 入所 (現 仰星監査法人) (現任)	一株

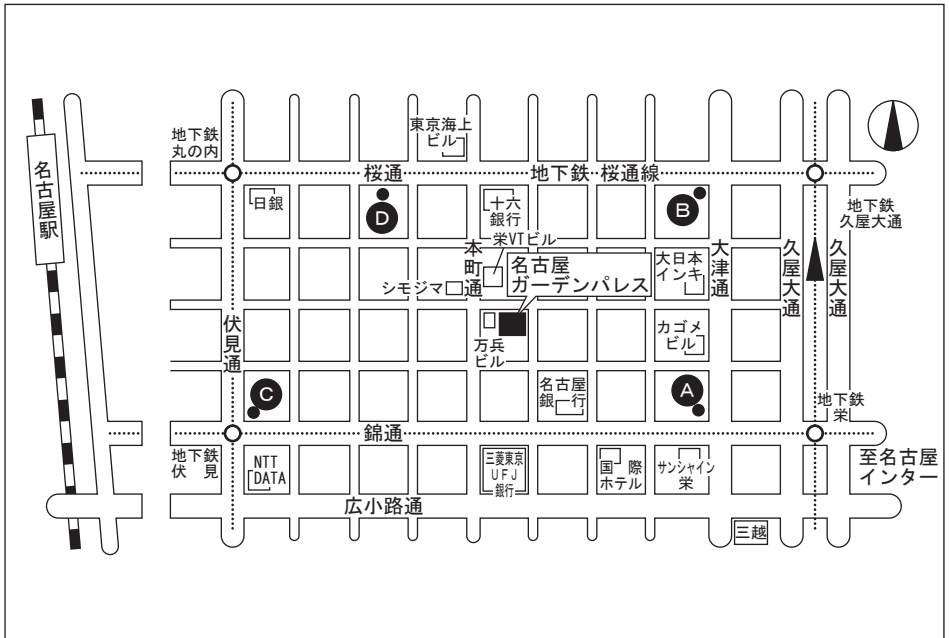
(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 各候補者は、社外監査役候補者であります。また、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

3. 羽田恒太氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたる会社役員としての豊富な経験と幅広い知識を、当社の監査体制に活かしていただくためであります。
また、小出修平氏を社外監査役候補者とした理由は、会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくためであります。
両氏が職務を適切に遂行できると判断した理由につきましては、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
4. 各候補者が選任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としております。

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場：愛知県名古屋市中区錦三丁目11番13号

ホテル名古屋ガーデンパレス 2F 鼓の間

- 交 通：地下鉄 ① 栄1番出口（西出口）より徒歩5分（東山線・名城線）
 ② 久屋大通4番出口より徒歩5分（名城線・桜通線）
 ③ 伏見1番出口より徒歩8分（東山線・鶴舞線）
 ④ 丸の内5番出口より徒歩5分（桜通線・鶴舞線）

(注) 駐車場はご用意してございませんので、公共交通機関をご利用ください。